

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月25日

【計算期間】 第17特定期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

【ファンド名】 MONEY K i t ベーシック（円）

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー25階

【事務連絡者氏名】 三島 克哉

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー25階

【電話番号】 (03) 6402 - 2700

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

###### 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### ファンドの基本的性格

###### a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	
	資産複合	
独立した区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	
	ETF	

(注)当ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

###### b. ファンドの属性区分

属性区分項目	属性区分の定義
--------	---------

投資対象資産	株式		公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの（目論見書または信託約款において、主として投資する債券の種類について特段の記載がないもの） 目論見書または信託約款において、特にクレジットに対して「高格付債」の明確な記載があるもの
	(一般)	(大型株)	
	(中小型株)		
	債券		
	(一般)	(公債)	
	(社債)	(その他債券)	
	(クレジット属性(高格付債))		
	不動産投信		
	その他資産		
	資産複合		
	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回(隔月)	
	年12回(毎月)	日々	
	その他		
投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東(中東)	エマージング	

(注)当ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

## ファンドの特色

**1.** MONEY Kit ベーシック(円)(以下、「当ファンド」または「ファンド」といいます。)は、内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

**2.** 毎営業日、お申し込み・ご換金が可能です。

**3.** 毎日決算を行い、運用収益は原則として全額分配<sup>1</sup>します。

<sup>1</sup> 内外の公社債等に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。分配金は毎日計算され、毎月の最終営業日に1カ月分をまとめて、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。

**4.** 信用力の高い商品(国債および政府保証債、適格有価証券<sup>2</sup>・適格金融商品<sup>3</sup>など)に投資します。

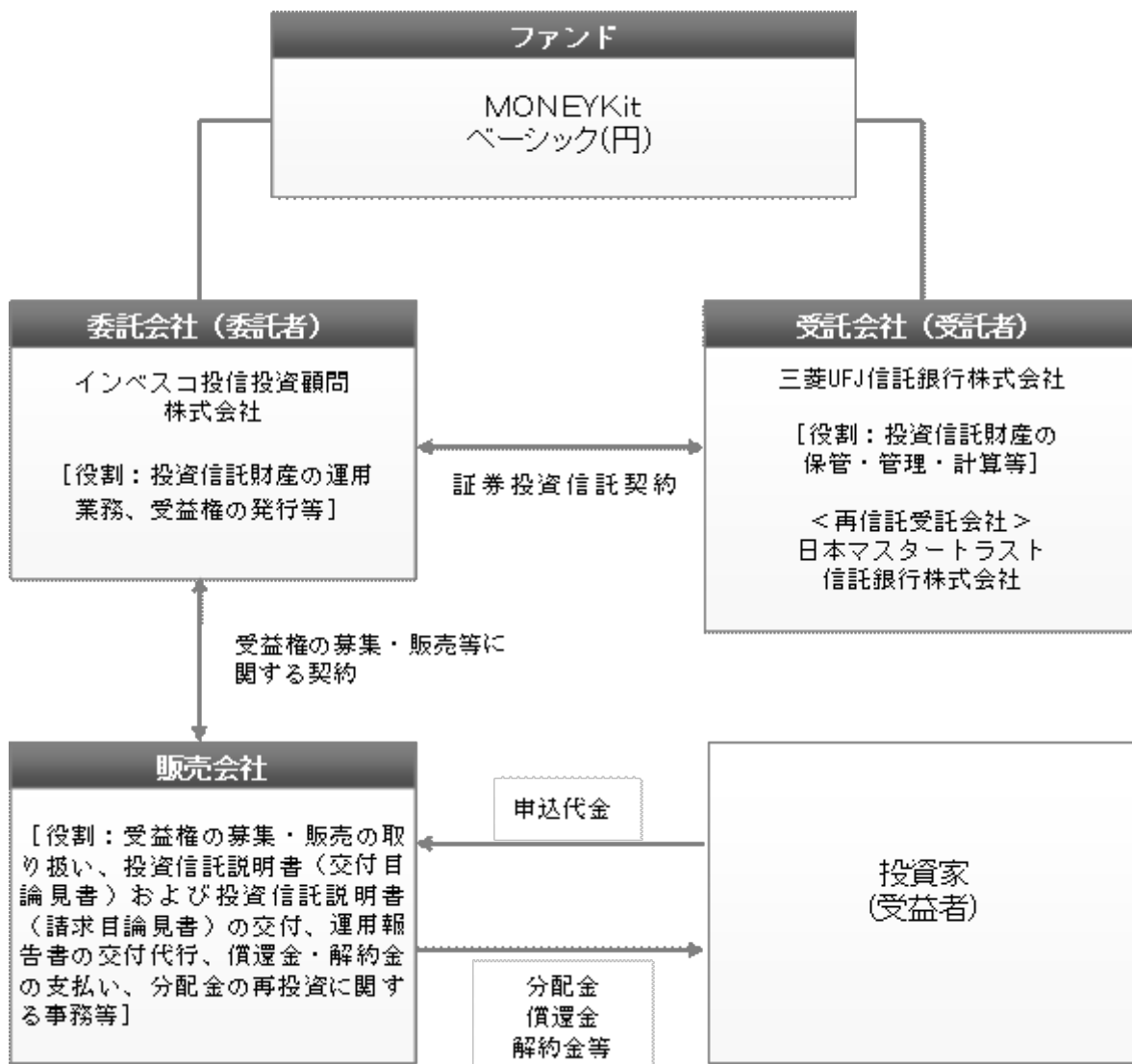
<sup>2</sup> わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の指定格付機関から第三位(A格相当)以上の長期格付もしくは第二位(A-2格相当)以上の短期格付を受けているもの、または格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを適格有価証券といたします。  
<sup>3</sup> 指定金銭信託を除く金融商品(取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。)のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を適格金融商品といたします。

**5.** 私募により発行された有価証券および取得時において償還金などが不確定な仕組債などへの投資は行わないものとします。

## (2) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの運営の仕組み

## a . ファンドの関係法人の概要



## b．委託会社およびファンドの関係法人の役割

<p>委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社</p>	<p>投資信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行います。</p>
<p>受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 &lt;再信託受託会社&gt; 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社</p>	<p>委託会社との証券投資信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。</p>
<p>販売会社</p>	<p>受益権の募集および販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、一部解約金・償還金の支払い、分配金の再投資に関する事務等を行います。</p>

## c．委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

<p>受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約</p>	<p>「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定により、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款に基づき締結されます。ファンドの運営に関する基本的な事項（運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間等）が規定されています。</p>
<p>販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約</p>	<p>受益権の募集および販売の取り扱い、分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続き等の内容が規定されています。</p>

[次へ](#)

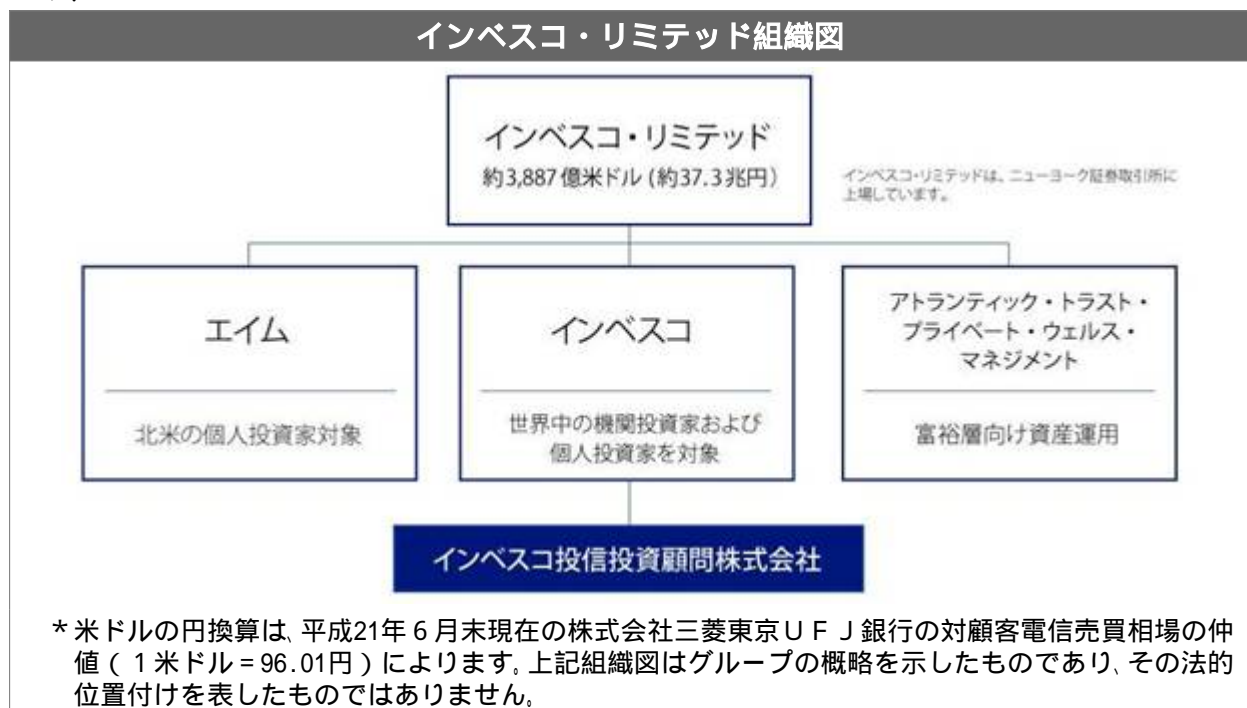
## 委託会社等の概況

- a . 名称（商号等） インベスコ投信投資顧問株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号
- b . 加入協会 社団法人 投資信託協会  
社団法人 日本証券投資顧問業協会
- c . 代表者の役職氏名 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト
- d . 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号  
城山トラストタワー25階
- e . 資本金 480百万円（平成21年10月30日現在）
- f . 沿革  
昭和58(1983)年 東京に事務所を開設し、日本株式の運用を開始  
昭和62(1987)年 投資顧問業者として関東財務局に登録、また投資一任業務の認可を取得  
平成2(1990)年 インベスコ投信株式会社を設立  
平成4(1992)年 厚生年金基金の運用を受託  
平成7(1995)年 公的年金の運用を受託  
平成8(1996)年 投資顧問会社と投信会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更  
平成10(1998)年 エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併
- g . 大株主の状況（平成21年10月30日現在）

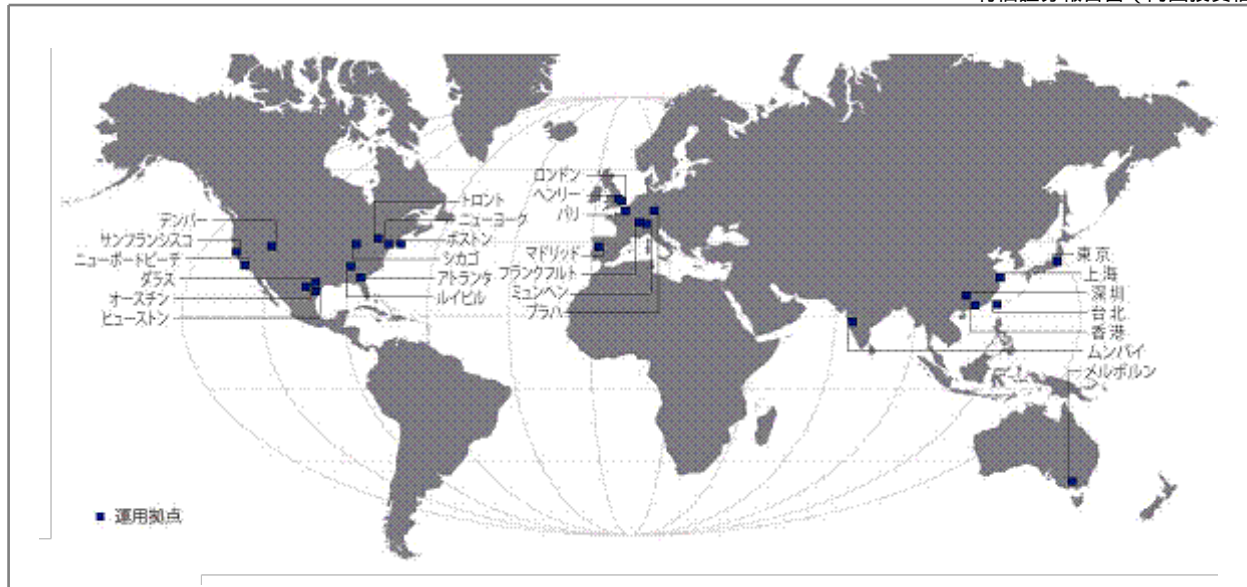
名称	住所	所有株式数	所有比率
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	連合王国ロンドン市フィンズベリースクウェア30番地EC2A 1AG	9,600株	100%

## h . 委託会社の属する企業グループについて（平成21年6月末現在）

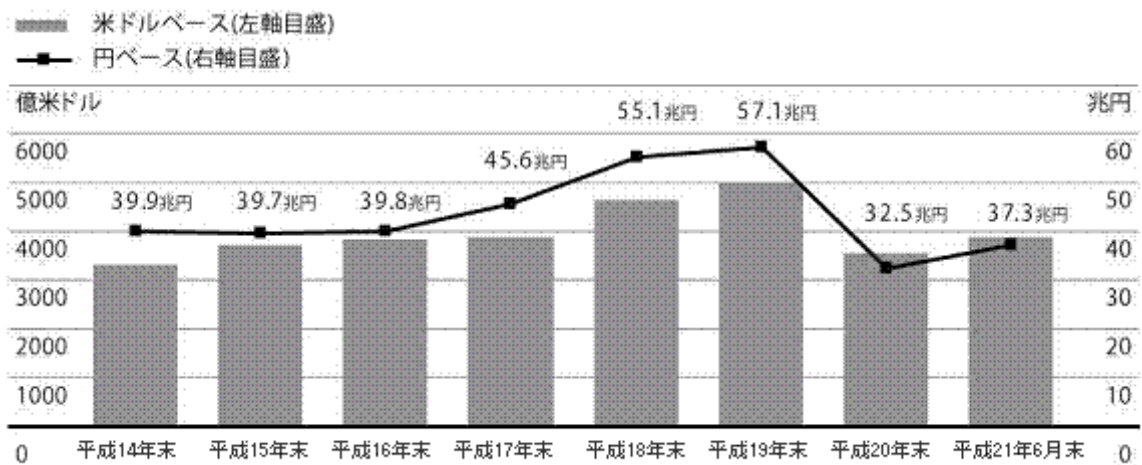
委託会社はインベスコ・リミテッドを持株会社とする独立系運用会社です。インベスコ・リミテッドの組織図、グローバルネットワークおよび運用資産残高の推移は以下のとおりです。



## グローバルネットワーク



### 運用資産残高の推移



\* 米ドルの円換算は、各末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値によります。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

#### 投資態度

- a．内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。
- b．私募により発行された有価証券および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

\*当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

### (2)【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める資産）とします。

- a．有価証券
- b．金銭債権

#### 投資対象とする有価証券（信託約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券
- b．地方債証券
- c．特別の法律により法人の発行する債券
- d．社債券（新株引受権証券とが社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- e．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- f．コマーシャル・ペーパー
- g．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a．からf．までの証券または証書の性質を有するもの
- h．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

す。)

- i . 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- j . 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- k . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- l . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a . から k . までの証券または証書の性質を有するもの

なお、a . から e . までの証券および g . の証券または証書のうち a . から e . までの証券の性質を有するものを、以下「公社債」といいます。

投資対象とする金融商品（信託約款第17条第2項）

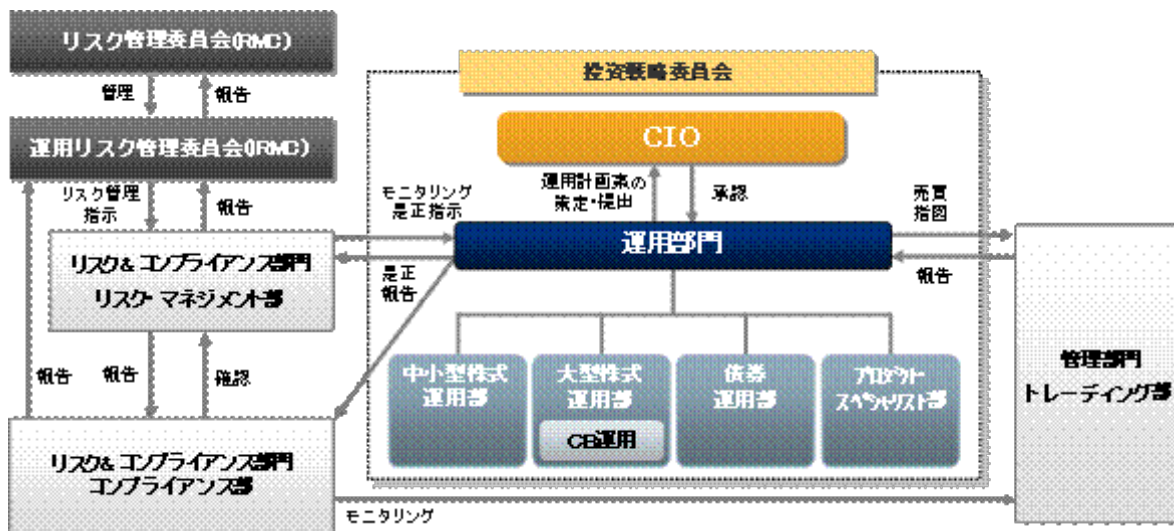
委託会社は、信託金を、前記「投資対象とする有価証券」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c . コール・ローン

前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は次のとおりです。



当ファンドは、債券運用部によって運用されます。当該運用部は、運用に関わる調査・分析を行い、ポートフォリオ構築に関わる投資判断などを行います。

トレーディング部は、運用部門からファンドの運用に関わる売買の指図を受け、発注を行います。

リスク・マネジメント部(2～3名程度)は、ファンドのモニタリングや分析等を行い、その結果を運用リスク管理委員会および運用部門に報告します。

運用リスク管理委員会(10名程度)は、運用リスクの分析・評価を通して、運用の適切性・妥当性の検証、審議を行います。

- \* 委託会社のファンドの運用に関する社内規定として運用業務規程があり、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。またファンドの運用におけるリスク管理に関する社内規定としてリスク管理規程があります。(リスク管理についての詳細は、「投資リスク」の(2)投資リスクに対する管理体制をご覧ください。)
- \* ファンドの関係法人である受託銀行等の管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

上記運用体制における組織名称等は、平成21年10月30日現在のものであり、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

#### (4)【配分方針】

a . ファンドの決算日	毎日(信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。)
b . 配分方針	<p>委託会社は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。</p> <p>信託財産から生ずる利益(a . の合計額がb . の合計額を超える場合の当該差額)は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(a . の合計額がb . の合計額に満たない場合の当該差額)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰り越すものとします。</p> <p>a . 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品資料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金</p> <p>b . 毎計算期間における信託報酬、支払利息、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額、その他費用、監査報酬、および各経費等にかかる消費税等に相当する金額</p>
c . 分配金の支払い(再投資)	<p>分配金は、毎月の最終営業日に1カ月分まとめて、税引き後、自動的に再投資されます。</p> <p>前月の最終営業日から当月の最終営業日前日までの期間の分配金の合計額をいいます。</p>

- \* 委託会社は、原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する分配金を、当月の最終営業日に、販売会社に交付します。分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- \* 分配金は毎日算出されます。直前1週間の平均分配率(年率換算)につきましては、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

#### (5)【投資制限】

信託約款上の投資制限(信託約款 運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限)

a. 投資を行う有価証券	わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、「適格有価証券」に該当しないものへの投資は行いません。
b. 投資を行う金融商品	指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、「適格金融商品」に該当しないものへの投資は行いません。
c. 有価証券等の平均残存期間	信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品(以下「有価証券等」といいます。)の平均残存期間は90日を越えないものとしします。
d. 有価証券等の残存期間	信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品は、受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を越えないように投資します。 預金(CDを除く。)についてはその期間を1日として計算するものとしします。
e. 現先取引の対象とされる有価証券等の残存期間、現先取引および債券の貸借取引の取引期間	現先取引の対象とされる有価証券あるいは金融商品の残存期間、または現先取引および債券の貸借取引の取引期間については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を越えないように投資します。
f. 公社債の借り入れの取引期間	公社債の借り入れの取引期間については、1年を超えないものとしします。 ただし、投資を行う有価証券等の要項の定めにより、当該有価証券等に適用される金利もしくは参照金利が少なくとも年1回市場の状況に応じて調整される旨定められているか、もしくは当該有価証券等に関連する金融手法により適用される金利もしくは参照金利が少なくとも年1回市場の状況に応じて調整されるものについては、この限りではありません。
g. 有価証券を取得する際の約定日から受渡日までの期間	有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとしします。
h. 同一法人等が発行した第一種適格有価証券等への投資割合	「適格有価証券」のうち2社以上の指定適格機関から第二位(AA格相当)以上の長期格付または最上位(A1格相当)の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したもの(以下「第一種適格有価証券」といいます。)、または「適格金融商品」のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられているもので、同一法人等が発行した有価証券等(同一法人を相手方とするコール・ローン、預金等を含む。)への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下としします。
i. 第二種適格有価証券等、および同一法人等が発行した第二種適格有価証券等への投資割合	「適格有価証券」のうち「第一種適格有価証券」以外のもの(以下「第二種適格有価証券」といいます。)および「適格金融商品」のうち「第二種適格有価証券」と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下としします。 また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等(同一法人を相手方とするコール・ローン、預金等を含む。)への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下としします。

j. 同一法人を相手方とするコール・ローン等への投資割合	取引期間が5営業日以内のコール・ローンについては、上記「h. 同一法人等が発行した第一種適格有価証券等への投資割合」および「i. 第二種適格有価証券等、および同一法人等が発行した第二種適格有価証券等への投資割合」の規定は適用しません。 また、この場合において、同一法人を相手方とするコール・ローンと、当該同一法人が発行した有価証券等(同一法人を相手方とするコール・ローン(取引期間が5営業日を超える取引)、預金等を含む。)の合計額が、信託財産の純資産総額の25%以下とします。
k. 組入比率にかかる調整	上記「h. 同一法人等が発行した第一種適格有価証券等への投資割合」、「i. 第二種適格有価証券等、および同一法人等が発行した第二種適格有価証券等への投資割合」および「j. 同一法人を相手方とするコール・ローン等への投資割合」までの投資制限について、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の制限内になるように調整するものとします。
l. 有価証券の貸し付け	有価証券の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。 この場合において、取引先リスク(取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)については、「適格金融商品」にかかる規定を準用します。
m. 公社債の借り入れ	公社債の借り入れは、公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。 この場合において、借り入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および「適格有価証券」とします。
n. 外貨建資産への投資	外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限るものとし、投資割合には制限を設けません。
o. 債券の空売り	信託財産による債券の空売りは行わないものとします。
p. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 (信託約款第21条)	外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
q. 外国為替予約の指図 (信託約款第22条)	委託会社は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。 ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。
r. 資金の借り入れ (信託約款第30条)	イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

<p>ロ．前イ．の資金借入額は、次の )から )に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。</p> <p>)一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の額の範囲内</p> <p>)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内</p> <p>)借り入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内</p>
<p>ハ．一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。</p>
<p>ニ．再投資にかかる分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。</p>
<p>ホ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。</p>

当ファンドは、上記の信託約款上の投資制限のほか、社団法人投資信託協会「MMF等の運営に関する規則」に従って運用しております。

「MMF等の運営に関する規則」の主なものは以下のとおりです。

- ・MMFが組み入れることのできる主な有価証券の範囲
  - (1) わが国の国債証券、政府保証債券及び日銀が発行する債券
  - (2) (1)以外で、取得時に2社以上の指定格付機関により、P - 2又はA - 2相当以上の短期格付若しくはB B Bフラット又はB a a 2相当以上の長期格付を受けているもの
  - (3) (2)以外で、1社の指定格付機関からの格付のみのもの又は格付を取得していないもののうち、取得時において委託会社が発行者の財務内容等を基に(2)に規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの
- ・MMFの組入資産は、受渡日から償還日又は満期日までの期間が1年を超えないものとする
- ・MMFの組入資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする
- ・MMFの組入資産(満期保有目的債券を含む。)の平均残存期間は、180日を超えないものとする

#### 法令に基づく投資制限

<p>デリバティブ取引にかかる投資制限 (金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)</p>	<p>委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。</p>
---	---

### 3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、当ファンドは、国内外の公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は金利動向などによって変動し、また組入公社債の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

#### (1)基準価額の変動要因

##### 基準価額的主要変動要因

公社債に係るリスク (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します（値幅は、残存期間、発行者、債券の種類などにより異なります。）。また、公社債の発行者の財務状況の悪化などの信用状況の変化、またはそれが予想される場合、価格が下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
------------------------------	--

##### 基準価額のその他の変動要因

解約資金手当によるリスク	短期間に相当金額の解約資金の手当てを行うため、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生する場合があります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

#### (2)投資リスクに対する管理体制

##### リスク管理体制の概要

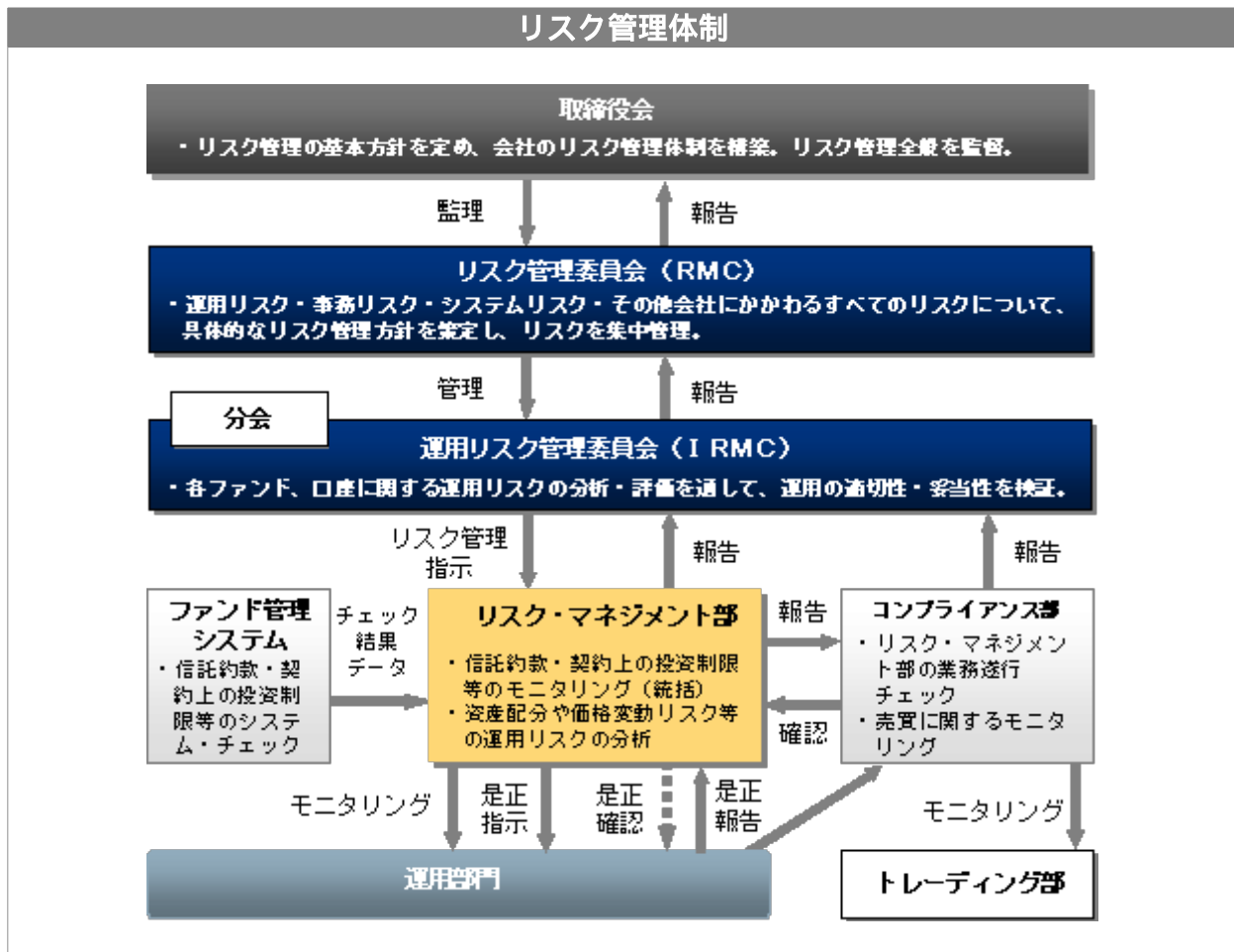
リスク管理委員会 (RMC)	委託会社では、取締役会で定めたリスク管理基本方針に基づき、リスク管理規程に従って、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行っております。RMCは社内各部署から集められたリスク情報をもとに各種リスクを検討・協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。各部署はこの方針に従い、リスク管理を遂行します。
-------------------	---

運用リスク管理委員会 (IRMC)	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、受託資産に関する運用リスクの管理を行っております。 IRMCは、委託会社が契約、または設定しているファンドに関してその運用に関するリスクの把握に努め、当該リスクの分析・評価を通して、運用の適切性・妥当性の検証・審議を行い、その結果をRMCへ報告します。IRMCは、いわゆる投資行動の基本である「Plan(計画) - Do(実行) - See(検証)」の「See(検証)」の部分の役割を担います。
----------------------	--

#### 運用リスク管理委員会(IRMC)の構成メンバー、IRMCが受ける報告体制

構成メンバー	IRMCは、コンプライアンス部長、運用部門担当役員、管理部門担当役員、リスク・マネジメント部長、プロダクト・サービス部長、オペレーション部長、各運用部ヘッドおよび議長が任命する者をもって構成します。また、議長が特に必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、その意見を徴することができます。
リスク・マネジメント部の役割	資産配分や価格変動リスク等の運用リスク分析・監視(モニタリング)を行います。システムによりチェックされたファンドの信託約款や法令等で規定されている投資制限の遵守状況の確認、およびシステムでは網羅されない同遵守状況のモニタリングを行い、結果をIRMCおよび関係部署に報告します。また、必要に応じて運用部へ是正を指示するとともに、当該是正の確認を行います。
コンプライアンス部の役割	リスク・マネジメント部が適切な分析・モニタリングを行っているか、また適切な是正処理が行われているかについて監督し、必要に応じてIRMCに報告します。 売買に関するリスクをモニタリングするとともに投資行動の売買取引において最良執行をモニタリングします。

以上を図に表すと次のようになります。



上記リスク管理体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

当ファンドの買付にあたり、手数料はありません。

### (2)【換金（解約）手数料】

当ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。

ただし、受益権の取得日から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の場合は、1万口につき10円の信託財産留保額をご負担いただきます。

### (3)【信託報酬等】

#### 計算方法

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に年率1.00%以内の次に掲げる率（以下、「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

計算方法は、当該信託の日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）により、以下のとおりとなります。

#### a．コール・レートが0.4%以上のとき

各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じです。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの分配金合計額の年換算収益分配率に6%を乗じて得た率とします。ただし、当該率が0.2%以下の場合には、年率0.2%以内の率とします。

#### b．コール・レートが0.4%未満のとき

前a．の規定にかかわらず、コール・レートが0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内の率とし、当該コール・レートが0.02%以下の場合の信託報酬率は、年率0.001%以内の率とします。

#### 信託報酬の配分

#### a．コール・レートが0.4%以上のとき

信託報酬率	年換算収益分配率 × 6%		
配分	委託会社	販売会社	受託会社
	(信託報酬率 - 0.0167%) / 2	(信託報酬率 - 0.0167%) / 2	0.0167%

#### b．コール・レートが0.4%未満のとき

#### イ．コール・レートが0.02%以上0.4%未満のとき

信託報酬率	コール・レート (%) × 0.5		
配分	委託会社	販売会社	受託会社
	(信託報酬率 × 91.65%) / 2	(信託報酬率 × 91.65%) / 2	信託報酬率 × 8.35%

#### ロ．コール・レートが0.02%未満のとき

信託報酬率	0.001%以内		
配分	委託会社	販売会社	受託会社
	0.00045%以内	0.00045%以内	0.0001%以内

#### 支払方法

毎月の最終の営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

#### (4) 【その他の手数料等】

##### 信託事務の諸費用

##### 信託事務の諸費用に該当する費用

- ・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息
- ・ 投資信託財産に関する租税
- ・ 信託事務の処理等に要する諸費用

##### 計算方法等

運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。

##### 支払方法

受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

##### その他信託事務の諸費用

##### その他信託事務の諸費用に該当する費用

- ・ 監査費用

##### 上限固定率

その他信託事務の諸費用 上限固定率
純資産総額に対して年率0.00105%（税抜0.001%）

委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。

委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.00105%（税抜0.001%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、当ファンドより受領することができます。

委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

##### 支払方法

毎日信託財産に計上され、毎月の最終の営業日または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払うものとします。

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は公社債投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税については、以下の取り扱いとなります。

##### 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける分配金および償還時の元本超過額については20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。この源泉徴収で課税関係は完結し、確定申告の必要はありません。

当ファンドでは、少額貯蓄非課税制度(マル優制度)の利用が可能です(ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金および償還時の元本超過額については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、税額控除制度が適用されます。

課税上の取り扱いについては、税務専門家等にご相談ください。

ファンドに適用されている税制は、平成21年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】(平成21年10月30日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	3,009,709,501	63.19
特殊債券	日本	432,199,485	9.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,320,499,271	27.72
合計(純資産総額)		4,762,408,257	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

## (2)【投資資産】(平成21年10月30日現在)

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	数量(額面)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第51回国庫短期証券	-	2009/12/7	800,000,000	99.98	799,906,656	99.98	799,904,064	16.80
2	日本	国債証券	第54回国庫短期証券	-	2009/11/25	650,000,000	99.99	649,943,043	99.99	649,940,672	13.65
3	日本	国債証券	第50回国庫短期証券	-	2009/11/30	600,000,000	99.99	599,941,128	99.99	599,939,100	12.60
4	日本	国債証券	第45回国庫短期証券	-	2009/11/9	400,000,000	99.99	399,989,488	99.99	399,988,179	8.40
5	日本	国債証券	第53回国庫短期証券	-	2009/12/14	360,000,000	99.98	359,949,826	99.98	359,948,660	7.55
6	日本	特殊債券	第154回預金保険機構債券	0.60	2009/12/18	200,000,000	100.03	200,066,045	100.03	200,067,445	4.20
7	日本	国債証券	第47回国庫短期証券	-	2009/11/16	200,000,000	99.99	199,989,524	99.99	199,988,826	4.19
8	日本	特殊債券	第782回公営企業債券	1.90	2009/11/19	132,000,000	100.07	132,101,368	100.07	132,106,992	2.77
9	日本	特殊債券	第152回預金保険機構債券	0.80	2009/11/20	100,000,000	100.02	100,023,800	100.02	100,025,048	2.10

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	63.19
特殊債券	9.07
合計	72.27

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定期間(平成13年9月30日現在)	2,064	2,064	1.0000	1.0000
第2特定期間(平成14年3月31日現在)	2,142	2,142	1.0000	1.0000
第3特定期間(平成14年9月30日現在)	2,262	2,262	1.0000	1.0000
第4特定期間(平成15年3月31日現在)	2,390	2,390	1.0000	1.0000
第5特定期間(平成15年9月30日現在)	2,512	2,512	1.0000	1.0000
第6特定期間(平成16年3月31日現在)	2,478	2,478	1.0000	1.0000
第7特定期間(平成16年9月30日現在)	2,404	2,404	1.0000	1.0000
第8特定期間(平成17年3月31日現在)	2,500	2,500	1.0000	1.0000
第9特定期間(平成17年9月30日現在)	2,566	2,566	1.0000	1.0000
第10特定期間(平成18年3月31日現在)	2,591	2,591	1.0000	1.0000
第11特定期間(平成18年9月30日現在)	3,179	3,180	1.0000	1.0000
第12特定期間(平成19年3月31日現在)	4,364	4,364	1.0000	1.0000
第13特定期間(平成19年9月30日現在)	4,113	4,113	1.0000	1.0000
第14特定期間(平成20年3月31日現在)	3,836	3,836	1.0000	1.0000
第15特定期間(平成20年9月30日現在)	4,226	4,226	1.0000	1.0000
第16特定期間(平成21年3月31日現在)	4,797	4,797	1.0000	1.0000
第17特定期間(平成21年9月30日現在)	4,693	4,693	1.0000	1.0000
平成20年10月末日	4,136	-	1.0000	-
平成20年11月末日	4,261	-	1.0000	-
平成20年12月末日	4,405	-	1.0000	-
平成21年1月末日	4,617	-	1.0000	-
平成21年2月末日	4,666	-	1.0000	-
平成21年3月末日	4,797	-	1.0000	-
平成21年4月末日	4,883	-	1.0000	-
平成21年5月末日	4,995	-	1.0000	-
平成21年6月末日	4,969	-	1.0000	-
平成21年7月末日	4,875	-	1.0000	-
平成21年8月末日	4,754	-	1.0000	-
平成21年9月末日	4,693	-	1.0000	-
平成21年10月末日	4,762	-	1.0000	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0001310
第2特定期間	0.0000750
第3特定期間	0.0001260
第4特定期間	0.0001820
第5特定期間	0.0001850
第6特定期間	0.0000630
第7特定期間	0.0000710
第8特定期間	0.0000830
第9特定期間	0.0000980
第10特定期間	0.0001570
第11特定期間	0.0008630
第12特定期間	0.0015340

第13特定期間	0.0019320
第14特定期間	0.0021490
第15特定期間	0.0021440
第16特定期間	0.0020580
第17特定期間	0.0009100

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	0.01
第2特定期間	0.01
第3特定期間	0.01
第4特定期間	0.02
第5特定期間	0.02
第6特定期間	0.01
第7特定期間	0.01
第8特定期間	0.01
第9特定期間	0.01
第10特定期間	0.02
第11特定期間	0.09
第12特定期間	0.15
第13特定期間	0.19
第14特定期間	0.21
第15特定期間	0.21
第16特定期間	0.21
第17特定期間	0.09

(注1)収益率は、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配額の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2)各特定期間中の分配金単価の合計を加算しております。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成13年4月10日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始  
平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### (1)申込方法

取得のお申し込みに際しては、販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。なお、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。

また、取得のお申し込みに関し、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。

##### (2)申込単位

1万円以上1円単位とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

##### (3)申込価額

申込価額は、販売会社が取得申込金額の受領を確認<sup>1</sup>した時間により、下記のとおりとなります。

正午以前に、販売会社が取得申込金額の受領を確認した場合は、受益権の取得の申込受付日<sup>2</sup>の前日の基準価額とします。ただし、正午以前のお申し込みの場合において、当該基準価額が1円を下回っているときは、販売会社は取得のお申し込みに応じないものとします。

正午を過ぎて、販売会社が取得申込金額の受領を確認した場合は、受益権の取得の申込受付日の翌営業日<sup>2</sup>の前日の基準価額とします。ただし、正午を過ぎてのお申し込みの場合において、当該基準価額が1円を下回ったときは、当該取得の申込受付日の翌営業日以降、最初に追加信託にかかる基準価額が1円になった日の基準価額による取得のお申し込みとみなします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にご確認ください。

1 「取得申込金額の受領を確認」とは、お申し込みの販売会社内で入金を確認され、かつ入金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したことをいいます。

2 上記の場合の「受益権の取得の申込受付日」および上記の場合の「受益権の取得の申込受付日の翌営業日」を、「受益権の取得日」といいます。受益権の取得日は、委託会社の営業日とします。

##### (4)申込手数料

ありません。

##### (5)申込代金の支払い

販売会社が定める期日までにお支払いください。

## (6)取得の申し込みにかかる受益権の取り扱い

取得のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託のつど振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

### (1)換金（解約）方法

換金（解約）のお申し込みの際には、販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

### (2)解約単位

お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

### (3)解約価額

一部解約の実行請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

ただし、受益権の取得日から一部解約の実行請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の解約の場合は、信託財産留保額（1万口につき10円）を控除します。

一部解約の実行請求受付日は、委託会社の営業日とします。

### (4)解約手数料

ありません。

### (5)信託財産留保額

受益権の取得日から一部解約の実行請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の解約の場合は、1万口につき10円とします。

### (6)解約代金の支払い

原則として、一部解約の実行請求受付日の翌営業日から販売会社でお支払いいたします。なお、解約金は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額をお支払いいたします。

#### (7) 解約の申し込み受け付けの中止等

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、一定の制限を設ける場合があります。

なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益者の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

#### (8) 解約請求にかかる受益権の取り扱い

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

#### (9) 償還金の支払い

原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、販売会社でお支払いを開始いたします。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算定

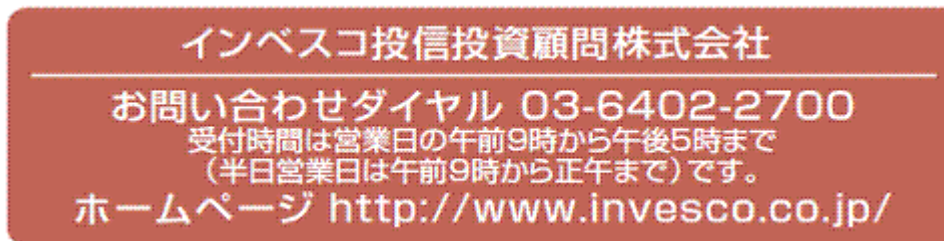
基準価額とは、ファンドの信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って、時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

##### 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、以下に照会することにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

##### 基準価額の照会先



#### 主な投資資産の評価方法の概要

主な投資資産	評価方法の概要
公社債	個別法に基づき、原則として以下のとおり時価で評価しております。 ・金融商品取引所等における最終相場 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額

#### (2)【保管】

原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

\*ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

#### (3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。

なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

#### (5)【その他】

##### 繰上償還

##### a . 信託契約の解約

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が20億口を下回ることになったとき、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ．委託会社は、前イ．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ．前ロ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ニ．前ハ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ．の信託契約の解約をしません。
- ホ．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ．上記ハ．からホ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ハ．に規定する一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b．信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記「 信託約款の変更」の規定に従います。
- c．委託会社の登録取消等
- 委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記「 信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- d．受託会社の辞任および解任
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ファンド資産の保管等

##### a．信託業務の委託等

- イ．受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託会社

の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

ロ．受託会社は、前イ．に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前イ．に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

ハ．前イ．およびロ．にかかわらず、受託会社は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存にかかる業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみ指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- ・受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### b．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### c．信託財産の登記等および記載等の留保等

イ．信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

ロ．前イ．のただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

ハ．信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

ニ．動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 運用報告書

委託会社は、原則として年2回（毎年3月と9月）および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けします。

#### 信託約款の変更

a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらか

じめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- b . 委託会社は、前 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 前 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- d . 前 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 反対者の買取請求

委託会社が前記「繰上償還」または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、受益者は所定の期間内（1カ月を下らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 関係会社との契約の更新等に関する手続きについて

販売会社は、委託会社との間の「受益権の募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約書を含みます。）に基づき、受益権の募集の取り扱い等を行います。同契約は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取り扱いについてもこれと同様とします。

#### 公告

受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### (1)分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する分配金が、当月の最終営業日に販売会社に支払われます。分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとします。

## (2) 償還金に対する請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとします。

## (3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。

## (4) 反対者の買取請求権

委託会社が、前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 繰上償還 a . 信託契約の解約」に規定する信託契約の解約または「1 資産管理等の概要 (5)その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、受益者は所定の期間内（1カ月を下らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

## (5) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

## (6) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、前特定期間（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）については改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に、また、当特定期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、当特定期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）及び当特定期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

MONKEY Kit ベーシック(円)

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (平成21年3月31日現在)	当期 (平成21年9月30日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	649,774	937,015
コール・ローン	323,000,000	311,000,000
国債証券	2,199,695,580	3,699,683,400
特殊債券	951,335,992	432,447,645
社債券	410,270,806	-
現先取引勘定	909,390,400	899,753,800
未収利息	2,667,806	43,701
前払費用	434,574	-
流動資産合計	4,797,444,932	5,343,865,561
資産合計	4,797,444,932	5,343,865,561
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	649,864,800
未払収益分配金	38,379	14,081
未払受託者報酬	276	270
未払委託者報酬	3,009	2,945
その他未払費用	138	135
流動負債合計	41,802	649,882,231
負債合計	41,802	649,882,231
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,797,402,085	4,693,980,419
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,045	2,911
元本等合計	4,797,403,130	4,693,983,330
純資産合計	4,797,403,130	4,693,983,330
負債純資産合計	4,797,444,932	5,343,865,561

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日	当期 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
営業収益		
受取利息	11,560,468	6,911,729
有価証券売買等損益	847,932	1,891,043
その他収益	31,705	46,483
営業収益合計	10,744,241	5,067,169
営業費用		
受託者報酬	139,117	51,198
委託者報酬	1,521,832	558,255
その他費用	23,127	25,518
営業費用合計	1,684,076	634,971
営業利益又は営業損失( )	9,060,165	4,432,198
経常利益又は経常損失( )	9,060,165	4,432,198
当期純利益又は当期純損失( )	9,060,165	4,432,198
期首剰余金又は期首欠損金( )	412	1,045
分配金	9,059,532	4,430,332
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,045	2,911

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期	当期
	自平成20年10月1日 至平成21年3月31日	自平成21年4月1日 至平成21年9月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)等における最終相場、取引所等に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(但し、売気配相場は使用しません。)又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券、特殊債券 同左

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成21年3月31日現在)		当期 (平成21年9月30日現在)	
1. 期首元本額	4,226,865,216円	1. 期首元本額	4,797,402,085円
期中追加設定元本額	1,478,221,336円	期中追加設定元本額	1,002,821,226円
期中解約元本額	907,684,467円	期中解約元本額	1,106,242,892円
2. 特定期間末日における受益権の総数	4,797,402,085口	2. 特定期間末日における受益権の総数	4,693,980,419口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自平成20年10月1日 至平成21年3月31日	当期 自平成21年4月1日 至平成21年9月30日
分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の金額を収益分配金に充当しております。なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は、9,060,577円、分配金額の合計額は9,059,532円であります。	分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の金額を収益分配金に充当しております。なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は、4,433,243円、分配金額の合計額は4,430,332円であります。

(有価証券に関する注記)

前期(平成21年3月31日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,199,695,580	13,414
特殊債券	951,335,992	17,091
社債証券	410,270,806	8,415
合 計	3,561,302,378	12,092

当期(平成21年9月30日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	3,699,683,400	12,843
特殊債券	432,447,645	8,272
合 計	4,132,131,045	4,571

(デリバティブ取引等に関する注記)

前 期 自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日	当 期 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日	当 期 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報に関する注記)

前期 (平成21年3月31日現在)	当期 (平成21年9月30日現在)
1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額 10,000円)	1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額 10,000円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券(債券)

(平成21年9月30日現在)

種類	銘柄	額面金額	評価額(円)	備考
国債証券	第15回国庫短期証券 - % 091009	600,000,000	599,984,026	
	第40回国庫短期証券 - % 091019	800,000,000	799,948,544	
	第42回国庫短期証券 - % 091026	400,000,000	399,966,816	
	第45回国庫短期証券 - % 091109	400,000,000	399,948,909	
	第46回国庫短期証券 - % 091002	650,000,000	649,997,677	
	第47回国庫短期証券 - % 091116	200,000,000	199,967,886	
	第54回国庫短期証券 - % 091125	650,000,000	649,869,542	
	国債証券合計	3,700,000,000	3,699,683,400	
特殊債券	第782回政府保証公営企業債券 1.9% 091119	132,000,000	132,275,712	
	第152回政府保証預金保険機構債券 0.8% 091120	100,000,000	100,062,488	
	第154回政府保証預金保険機構債券 0.6% 091218	200,000,000	200,109,445	
	特殊債券合計	432,000,000	432,447,645	
	合計	4,132,000,000	4,132,131,045	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】(平成21年10月30日現在)

資産総額	4,762,429,994 円
負債総額	21,737 円
純資産総額( - )	4,762,408,257 円
発行済口数	4,762,407,137 口
1口当たり純資産額( / )	1.0000 円

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	4,076,348,436	2,011,553,828
第2特定期間	159,110,303	81,337,020
第3特定期間	220,633,989	100,835,914
第4特定期間	282,383,920	154,453,634
第5特定期間	463,777,501	341,953,373
第6特定期間	285,848,795	319,729,507
第7特定期間	188,068,068	262,141,644
第8特定期間	324,364,733	228,177,641
第9特定期間	316,252,521	249,705,969
第10特定期間	362,871,351	337,865,114
第11特定期間	1,060,047,890	471,969,349
第12特定期間	2,415,193,042	1,230,822,140
第13特定期間	1,557,732,326	1,808,954,671
第14特定期間	941,320,873	1,217,659,178
第15特定期間	1,304,448,404	914,377,954
第16特定期間	1,478,221,336	907,684,467
第17特定期間	1,002,821,226	1,106,242,892

(注1)設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2)本邦外における設定、解約の実績はありません。

## 第三部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

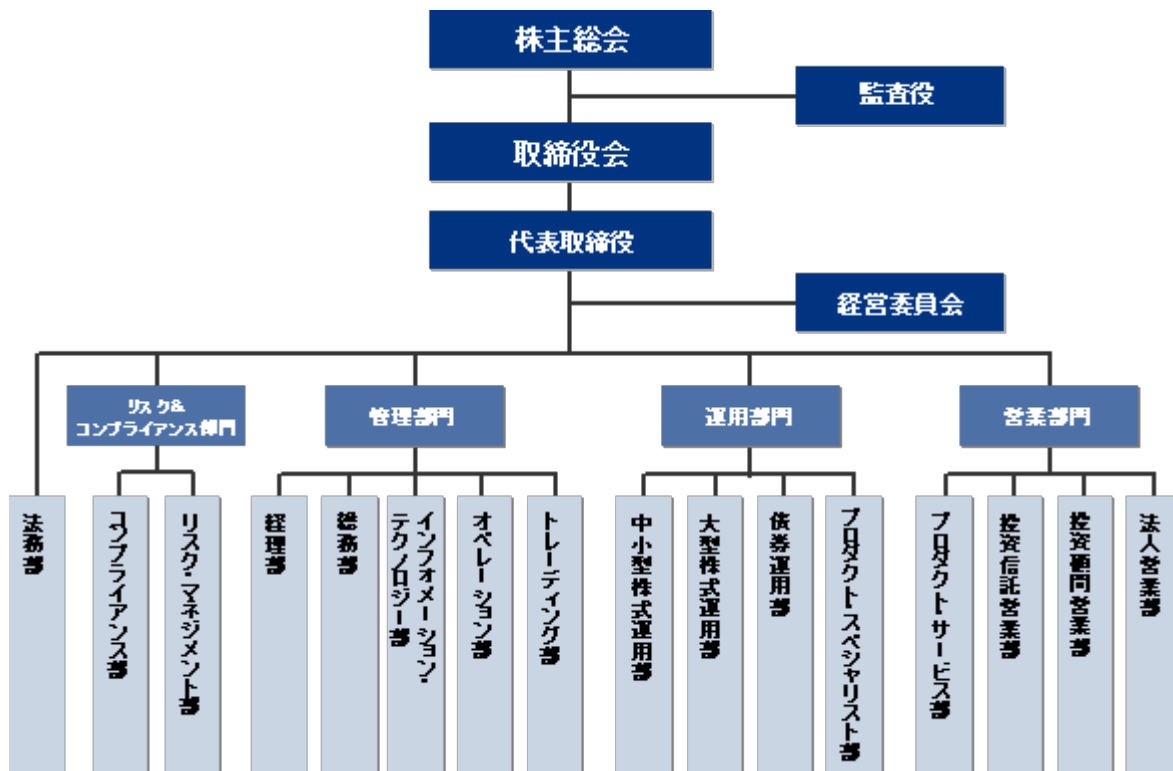
本書提出日現在

資本金	480,000千円
発行可能株式総数	56,400株
発行済株式総数	9,600株

直近5カ年における主な資本金の額の増減  
該当事項はありません。

##### (2)委託会社等の機構

組織図



上記組織図における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

## 投資に関する意思決定プロセス

運用哲学	委託会社は、市場における非効率性は残存し、調査・分析による超過収益の獲得が可能であると考えております。 すなわち、各運用部での調査・分析の深化と相互の有機的な情報共有を通じて、運用資産全体の運用精度を高めることにより、超過収益を獲得することが出来ると考えております。
Plan（計画）	アセット・アロケーション、債券および株式の基本的な運用方針は、投資戦略会議において決定されます。 投資戦略会議では、各運用部のトップ・ダウンおよびボトム・アップの調査結果をもとに、包括的な判断を行います。
Do（実行）	各運用部は、投資戦略会議で決定された運用方針のもと、以下の意思決定プロセスを経てポートフォリオを構築します。 株式運用は、企業の成長性、構造変化に着目し、コーポレート・リサーチを重視したボトム・アップ運用を行っております。ファンドマネジャーは、アナリストを兼務する体制を採っております。各運用部は、企業経営者とのミーティングや会社訪問等により情報を収集、企業の成長性・バリュエーション等の判断を行い、運用ガイドラインと運用方針に従って、ポートフォリオを構築します。 アセット・アロケーションおよび債券運用は、トップ・ダウンを基本としつつ、ボトム・アップ情報も考慮して、運用を行っております。各運用部は、海外拠点のグローバルな情報を取り込み、運用ガイドラインと運用方針に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会(RMC)およびその分会として運用リスク管理委員会(IRMC)が組織されています。運用リスク管理委員会は、定量的なリスク計測結果をもとに運用の適切性を管理します。 また、運用部門から独立したリスク&コンプライアンス部門が、常時、関連法令およびガイドライン等の遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っております。

委託会社が運用の指図を行っている公募投資信託は、以下のとおりです。

(平成21年10月30日現在)

基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
追加型株式投資信託	22	131,320
追加型公社債投資信託	1	4,762
合計	23	136,083

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の第18期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	第18期 (平成20年3月31日現在)			第19期 (平成21年3月31日現在)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)			%			%
流動資産						
現金		200			-	
預金		3,207,259			2,087,049	
前払費用		65,425			54,169	
未収入金		85,366			61,139	
未収委託者報酬		635,524			247,193	
未収投資顧問料		67,602			60,583	
未収還付法人税等		-			271,185	
繰延税金資産		120,385			-	
その他の流動資産		20,593			62,449	
流動資産計		4,202,354	89.9		2,843,771	87.1
固定資産						
有形固定資産						
建物	118,735			105,475		
器具備品	28,831	147,566	3.2	19,079	124,554	3.8
無形固定資産						
ソフトウェア	9,944			11,346		
電話加入権	3,972	13,916	0.3	3,972	15,318	0.5
投資その他の資産						
投資有価証券	-			161		
差入保証金	292,832			267,531		
従業員長期貸付金	2,780			-		
その他の投資	13,308	308,920	6.6	14,050	281,743	8.6
固定資産計		470,402	10.1		421,616	12.9
資産合計		4,672,756	100.0		3,265,387	100.0

（単位：千円）

科目	第18期 （平成20年3月31日現在）			第19期 （平成21年3月31日現在）		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
			%			%
（負債の部）						
流動負債						
預り金		102,695			37,722	
未払金						
未払収益分配金	5,153			2,861		
未払償還金	55,473			59,815		
未払手数料	271,595			102,324		
その他の未払金	77,555	409,775		90,895	255,897	
未払費用		175,705			108,391	
未払法人税等		187,274			12,655	
未払消費税等		32,857			-	
賞与引当金		168,722			103,368	
その他の流動負債		129			100	
流動負債計		1,077,158	23.1		518,135	15.9
固定負債						
退職給付引当金		283,825			331,230	
役員退職慰労引当金		25,531			31,958	
固定負債計		309,356	6.6		363,188	11.1
負債合計		1,386,514	29.7		881,324	27.0
（純資産の部）						
資本金		480,000	10.3		480,000	14.7
資本剰余金						
資本準備金	114,579			114,578		
その他資本剰余金						
資本金減少差益	117,811			117,810		
資本剰余金合計		232,390	5.0		232,389	7.1
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	2,573,853			1,671,674		
利益剰余金合計		2,573,853	55.1		1,671,674	51.2
株式資本合計		3,286,242	70.3		2,384,063	73.0
純資産合計		3,286,242	70.3		2,384,063	73.0
負債・純資産合計		4,672,756	100.0		3,265,387	100.0

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業収益			%			%
委託者報酬		3,131,490			1,910,840	
投資顧問料		2,064,996			1,314,672	
付随業務収入		1,431,312			542,622	
営業収益計		6,627,798	100.0		3,768,134	100.0
営業費用						
支払手数料		1,133,797			667,716	
広告宣伝費		118,598			76,530	
公告費		1,263			935	
調査費						
調査費	97,719			131,857		
委託調査費	693,791			476,675		
図書費	3,320	794,830		2,857	611,390	
委託計算費		152,823			122,901	
営業雑経費						
通信費	28,773			23,934		
印刷費	98,749			64,995		
協会費	8,291			7,184		
その他営業雑経費	30,119	165,933		22,770	118,883	
営業費用計		2,367,244	35.7		1,598,357	42.4
一般管理費						
給料						
役員報酬	258,708			197,007		
給料・手当	1,140,765			1,172,891		
賞与	502,669	1,902,142		413,093	1,782,992	
退職金		8,941			2,960	
交際費		24,423			13,559	
寄付金		4,700			4,745	
旅費交通費		108,787			41,395	
租税公課		21,978			18,491	
不動産賃借料		231,020			266,112	
退職給付費用		93,658			94,560	
役員退職慰労引当金繰入		6,067			6,247	
賞与引当金繰入		168,722			103,368	
減価償却費		32,807			27,132	
福利厚生費		184,994			155,752	
諸経費		431,411			376,741	
一般管理費計		3,219,651	48.6		2,894,059	76.8
営業利益又は営業損失( )		1,040,904	15.7		724,282	19.2

(単位：千円)

科目	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業外収益			%			%
受取利息		7,011			6,892	
有価証券利息		150			278	
未払分配金等償還益		3,645			989	
為替換算差益		19,001			9,547	
雑益		2,915			5,175	
営業外収益計		32,722	0.5		22,883	0.6
営業外費用						
支払利息		-			61	
有価証券売却損		4,852			-	
雑損		4,515			5,695	
営業外費用計		9,368	0.1		5,757	0.2
経常利益又は経常損失( )		1,064,259	16.1		707,156	18.8
特別利益						
前期損益修正益		-			58,439	
特別利益計		-	0.0		58,439	1.6
特別損失						
特別退職金		-			54,436	
固定資産除却損		1,734			33	
投資有価証券評価損		-			338	
特別損失計		1,734	0.0		54,808	1.5
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )		1,062,524	16.0		703,526	18.7
法人税、住民税及び事業税		528,078			24,796	
法人税等追徴税額		-			53,470	
法人税等調整額		19,052			120,385	
法人税等計		547,130	8.3		198,652	5.3
当期純利益又は当期純損失( )		515,395	7.8		902,178	23.9

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期別	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
		金額	金額
株主資本			
資本金			
前期末残高		480,000	480,000
当期変動額			
当期変動額合計		-	-
当期末残高		480,000	480,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高		114,579	114,578
当期変動額			
当期変動額合計		-	-
当期末残高		114,579	114,578
その他資本剰余金			
前期末残高		117,811	117,810
当期変動額			
当期変動額合計		-	-
当期末残高		117,811	117,810
資本剰余金合計			
前期末残高		232,390	232,389
当期変動額			
当期変動額合計		-	-
当期末残高		232,390	232,389
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高		2,058,457	2,573,852
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失( )		515,395	902,178
当期変動額合計			
当期末残高		2,573,853	1,671,674
利益剰余金合計			
前期末残高		2,058,457	2,573,852
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失( )		515,395	902,178
当期変動額合計			
当期末残高		2,573,853	1,671,674
株主資本合計			
前期末残高		2,770,847	3,286,242
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失( )		515,395	902,178
当期変動額合計			
当期末残高		3,286,242	2,384,063
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高		19	-
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		19	-
当期変動額合計			
当期末残高		-	-
評価・換算差額等合計			
前期末残高		19	-
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		19	-
当期変動額合計			
当期末残高		-	-
純資産合計			
前期末残高		2,770,866	3,286,242
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失( )		515,395	902,178
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		19	-

当期変動額合計	515,376	902,178
当期末残高	3,286,242	2,384,063

## 重要な会計方針

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これに伴う損益の影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微でありました。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当期の繰入はありません。  (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。  (3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。  (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を基準として計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左  (2) 賞与引当金 同左  (3) 退職給付引当金 同左  (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	———
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	消費税の会計処理 同左

## 会計処理方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>_____</p>	<p>(リース取引に関する会計基準等)          所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。          なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。          これによる損益に与える影響はありません。</p>

## 表示方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>_____</p>	<p>(貸借対照表) 未収収益から未収投資顧問料に変更しました。           (損益計算書) 金融商品取引法への変更に伴い、兼業収入から付随業務収入に変更しました。</p>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年3月31日現在)		第19期 (平成21年3月31日現在)	
有形固定資産から控除されている減価償却累計額		有形固定資産から控除されている減価償却累計額	
建物	31,745 千円	建物	45,004 千円
器具備品	49,517	器具備品	58,603
計	81,262	計	103,607

## （損益計算書関係）

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品1,734千円であります。	固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品33千円であり ます。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

当事業年度（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

## (リース取引関係)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
有形固定資産 器具備品	有形固定資産 器具備品
取得価額相当額 54,590 千円	取得価額相当額 54,590 千円
減価償却累計額相当額 <u>21,836</u>	減価償却累計額相当額 <u>32,754</u>
期末残高相当額 32,754	期末残高相当額 21,836
無形固定資産 ソフトウェア	無形固定資産 ソフトウェア
取得価額相当額 18,145 千円	取得価額相当額 18,145 千円
減価償却累計額相当額 <u>12,701</u>	減価償却累計額相当額 <u>16,330</u>
期末残高相当額 5,444	期末残高相当額 1,815
合計	合計
取得価額相当額 72,735	取得価額相当額 72,735
減価償却累計額相当額 <u>34,537</u>	減価償却累計額相当額 <u>49,084</u>
期末残高相当額 38,198	期末残高相当額 23,650
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額
1年内 14,792 千円	1年内 13,291 千円
1年超 <u>24,958</u>	1年超 <u>11,665</u>
合計 39,750	合計 24,957
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 15,960千円	支払リース料 13,920千円
減価償却費相当額 14,547千円	減価償却費相当額 12,732千円
支払利息相当額 1,708千円	支払利息相当額 1,048千円
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。	同左
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左

## （有価証券関係）

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	第18期			第19期		
	（平成20年3月31日現在）			（平成21年3月31日現在）		
	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	貸借対照表日 における時価 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	貸借対照表日 における時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	25,000	25,465	465	-	-	-
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	-	-	-	-	-	-
合計	25,000	25,465	465	-	-	-

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第18期			第19期		
	（平成20年3月31日現在）			（平成21年3月31日現在）		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの						
株式	-	-	-	-	-	-
債券	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの						
株式	-	-	-	161	161	-
債券	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	161	161	-
合計	-	-	-	161	161	-

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損338千円を計上しております。

## 3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

区分	売却原価 （千円）	売却額 （千円）	売却損益 （千円）	売却の理由
国債	25,000	25,199	199	営業保証金供託の義務が 無くなった為
合計	25,000	25,199	199	-

## 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却損益の合計額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

## 5. 時価評価されていない有価証券

前事業年度（平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

## 6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度（平成20年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券				
国債	-	25,000	-	-
計	-	25,000	-	-

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

## （デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

## (退職給付関係)

<p style="text-align: center;">第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)</p>	<p style="text-align: center;">第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)</p>
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けている。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 283,825千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 93,658千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 331,230千円 退職給付引当金 331,230千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 94,560千円 退職給付費用 94,560千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>

## (税効果会計関係)

第18期 (平成 20年 3月 31日)	第19期 (平成 21年 3月 31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額	退職給付引当金超過額
115,488	134,777
役員退職給付引当金超過額	役員退職給付引当金超過額
10,389	13,004
未払賞与	未払賞与
68,653	42,060
未払事業税	未払費用
16,908	37,800
未払費用	株式報酬費用加算
32,773	42,846
その他	繰越欠損金
14,171	248,836
繰越税金資産小計	その他
258,382	17,810
評価性引当金	繰越税金資産小計
137,996	537,133
繰延税金資産合計	評価性引当金
120,385	537,133
	繰延税金資産合計
	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
(単位：%)	
法定実行税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
40.69	
(調整)	
交際費等永久に損金に参入されない項目	
6.44	
住民税均等割等	
0.22	
評価性引当金	
3.18	
その他	
0.96	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	
51.49	

( 関連当事者との取引 )

第18期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

## (1)親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Invesco Asset Management Ltd	Finsbury Square London UK	120,054千英ポンド	投資顧問会社	(被所有)直接 100.00	-	投資顧問	受取投資顧問料	60,946	その他未払金	16,103
							支払投資顧問料	217,840			
	Invesco UK Ltd	Finsbury Square London UK	75,563千英ポンド	持株会社	(被所有)間接 100.00	-	グループ会社管理	グループ会社管理費用	57,529	その他未払金	3,947

## (2)兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ireland Ltd	Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland	515千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取投資顧問料	313,673	未収入金	10,421
親会社の子会社	Invesco Institutional (N.A) Inc	One Midtown Plaza 1360 Peachtree Street N.E Atlanta, Georgia 30309 U.S.A	699,289千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	支払投資顧問料	28,198	預り金	64,176
								人件費	65,775	その他未払金	4,810
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A	1千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取付随業務収入	471,976	未収入金	29,667
								支払投資顧問料	30,376		
親会社の子会社	Invesco Management SA	10 rue Henri Schnadt Luxembourg	3,840千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取投資顧問料	533,842	未収入金	22,280
親会社の子会社	Investment Fund Administrators Ltd.	Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland	360千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取投資顧問料	226,759	未収入金	9,615
親会社の子会社	Invesco Hong Kong Limited	32nd Floor, Three Pacific Place 1 Queen's Road East Hong Kong	201,173千香港ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取付随業務収入	870,150	未収入金	971

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に影響はありません。

## 1 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESCO Asset Management Ltd	Finsbury Square , London , UK	120,054千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 直接 100.00	投資顧問	受取投資顧問料	8,988	未収入金	320
							支払投資顧問料	197,686	その他未払金	14,588

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	INVESCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A	1千 米ドル	投資顧問 会社	なし	投資顧問	受取付随業務収入	438,184	未収入金	23,886
							支払投資顧問料	26,855	その他未払金	2,045

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2 親会社に関する注記

## (1) 親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd (非上場)

INVESCO UK Ltd (非上場、持株会社)

INVESCO Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 342,316円90銭	1株当たり純資産額 248,339円98銭
1株当たり当期純利益金額 53,686円98銭	1株当たり当期純損失金額 93,976円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額( )の算定上の基礎

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益又は 当期純損失( )(千円)	515,395	902,178
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失( )(千円)	515,395	902,178
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	9,600	9,600

## (重要な後発事象)

特記すべき事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の規定により、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)重要事実

訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

名称	資本金の額 (平成21年3月31日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

名称	資本金の額 (平成21年3月31日現在)	事業の内容
エクセランド証券株式会社	3,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。

<再信託受託会社の概要>

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	10,000百万円(平成21年3月31日現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・解約金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

### 3【資本関係】

## (1)受託会社

該当事項はありません。

## (2)販売会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当特定期間において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
平成21年4月7日	臨時報告書
平成21年6月30日	有価証券届出書
平成21年6月30日	有価証券報告書
平成21年7月8日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

インベスコ投信投資顧問株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMONEYKit ベーシック（円）の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MONEYKit ベーシック（円）の平成21年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の監査報告書**

平成20年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社  
取締役会御中**新日本監査法人**代表社員 公認会計士 松村 直季  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年11月26日

インベスコ投信投資顧問株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMONEYKit ベーシック（円）の平成21年4月1日から平成21年9月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MONEYKit ベーシック（円）の平成21年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の監査報告書**

平成21年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社  
取締役会御中**新日本有限責任監査法人**

指定有限責任社員	公認会計士	松村 直季
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	三浦 昇
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。